

日医発第 1801 号(健Ⅱ)

令和 7 年 1 月 2 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

松 本 吉 郎

(公印省略)

令和 6 年度「女性の健康週間」に対する協力依頼について

今般、厚生労働省健康・生活衛生局長より、令和 6 年度「女性の健康週間」の実施について、周知、協力方依頼がありました。

本事業は、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るため、毎年 3 月 1 日から 8 日までを「女性の健康週間」と定め、別添「女性の健康週間実施要綱」に基づき、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を実施するものです。

今年度は「女性の健康を支える地域・社会の役割～誰一人取り残さない健康づくりの実現に向けて～」を女性の健康週間のテーマとし、各種取組は厚生労働省内の特設ホームページ等において掲載されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健生発 0122 第 4 号

令和 7 年 1 月 22 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長

(公 印 省 略)

令和 6 年度「女性の健康週間」に対する協力依頼について

標記について、別添（「女性の健康週間の実施について」（令和 7 年 1 月 22 日付け健生発 0122 第 2 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知））により、毎年 3 月 1 日から 3 月 8 日までを「女性の健康週間」とし、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るための国民運動を展開しています。今年度は、「女性の健康を支える地域・社会の役割～誰一人取り残さない健康づくりの実現に向けて～」を女性の健康週間のテーマとしました。

ついては、貴会においても、その趣旨を御理解の上、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、女性の健康に関する取組を行う際には、女性の健康を支援するための情報提供ホームページ「女性の健康推進室 ヘルスケアラボ」^(注1)や今後掲載を予定しているスマート・ライフ・プロジェクト内の女性の健康週間に関する特設ホームページ^(注2)について、関係団体等へ周知し活用を促していただくよう、お願いします。

また、本週間における各都道府県、管内市町村及び関係団体が実施（予定を含む）する女性の健康に関する啓発事業、行事等の取組状況を当省にて集約し、当省ホームページ、SNS 等^(注3・4)において広報を行うこととしましたので、関係団体への周知について、御協力をお願いします。

注 1 : <http://w-health.jp/>
(QRコード)



注 2 : <https://www.smartlife.mhlw.go.jp/>

注 3 : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/woman.html>

注 4 : <https://x.com/MHLWitter>

(担当)

厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課

門馬・前田

TEL: 03-5253-1111(代表) (内 2346・2396)

健生発 0122 第 2 号
令和 7 年 1 月 22 日

各

〔	都 道 府 県 知 事	〕
	保 健 所 設 置 市 市 長	
	特 別 区 区 長	

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

女性の健康週間の実施について

厚生労働省では、平成 20 年より、毎年 3 月 1 日から 3 月 8 日までを「女性の健康週間」とし、女性の健康づくりを国民運動として展開してきました。今般、令和 6 年度から令和 17 年度までの第 5 次国民健康づくり運動である健康日本 21（第三次）が開始され、その基本方針においても、女性の健康週間が明記されたことを踏まえ、別添「女性の健康週間実施要綱」を定めましたので、引き続き本週間への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、各都道府県におかれましては、管内市町村及び関係団体に対する周知についても、併せてお願い申し上げます。

なお、「「女性の健康週間の実施について」の全部改正について」（平成 26 年 1 月 31 日 健発 0131 第 45 号厚生労働省健康局長通知）は、本通知をもって廃止します。

女性の健康週間実施要綱

1. 名称

女性の健康週間

2. 趣旨

女性の健康については、女性ホルモンの変化に伴い、人生の各段階において、心身の状況が劇的に変化するという特性を踏まえ、ライフステージ毎の健康課題に対応することが重要である。厚生労働省では、平成 20 年に「女性の健康週間」を創設し、国民運動として展開してきた。加えて、第 5 次国民健康づくり運動として令和 6 年度から開始した健康日本 21（第三次）の基本指針においても、新たに女性の健康の視点を取り入れ、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりとして「女性の健康」を新規に項目立てし、「骨粗鬆症検査受診率の向上」を新たに目標に設定するとともに、「女性の健康週間」の実施を明記し、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図り、女性に特有の健康課題への取組を進めていくこととしている。

これを踏まえ、厚生労働省では、女性の健康づくりに関して、国民運動として「女性の健康週間」に取り組み、国及び地方公共団体、関係団体等、社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することで、女性が生涯にわたり、健康で明るく充実した日々を、自立して過ごすことを総合的に支援する。

3. 期間

毎年 3 月 1 日から 8 日まで

ただし、地域の実情による期間延長等の変更は差し支えない。

なお、3 月 8 日は、1997 年の国連総会において、女性の権利と平和を目指す「国際女性デー」と決議され、世界各国で記念行事や催しが開催される。

4. 主唱

厚生労働省、（公社）日本産婦人科医会、（公社）日本産科婦人科学会

5. 協力

（1）関係行政機関

内閣府、地方公共団体

（2）関係団体

（公社）日本医師会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会、（公社）日本栄養士会、（一財）日本食生活協会、（公社）全国結核予防婦人団体連絡協議会、（NPO）メノポーズを考える会、（NPO）更年期と加齢のヘルスケアのほか、上記の趣旨に賛同すると認められる報道機関及び営利を目的としない法人とする。

関係団体については、厚生労働省のホームページにおいて公表するものとする。

6. 実施の方法

(1) 厚生労働省

- ア. 関係行政機関、関係団体との緊密な連携の下に、女性の健康週間の全国的な推進を図る。
- イ. 報道機関等の協力を得て、女性の健康週間の広報・宣伝及び女性の健康づくりのための知識の普及を図る。

(2) 関係行政機関及び関係団体

女性の健康週間の実施に当たっては、次に掲げる方法を参考にして地域の実情に応じて、創意工夫を凝らした効果的な広報・宣伝及び知識の普及活動等を行う。

- ア. 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、有線放送、行政の広報誌、関係機関誌、懸垂幕、ポスター及びパンフレット等による広報・宣伝の実施。
- イ. 講演会、映画会、展示会、保健学級、栄養教室、運動教室、健康相談室等の開催による女性の健康づくりに関する正しい知識の普及。
- ウ. 管内市町村及び関係団体に対する周知。

7. 実地に当たっての留意事項

- (1) 他の関係団体等と相互に緊密な連携を図り、女性の健康づくりの意識向上に資する運動を展開すること。
- (2) 地域の実情に応じて、重点的に実施すべき事項を明確にした上で、広報手段を積極的に活用するなど、運動の効果的な推進を図ること。